

別添

公用車の自動車任意保険仕様書

- 1 件 名 公用車の自動車任意保険（以下「本業務」という。）
- 2 加入自動車
鳥取県が所有し、又は使用する自動車で、知事部局、教育委員会、議会事務局及び警察本部の全車両について加入する。ただし、一般道路を通行しない自動車及び団体等に貸与又は運転管理を付与した自動車並びにその他加入の必要がないと知事が認めた自動車は除く。
なお、契約期間中に、加入自動車の一部入替えを行うことがある。

3 車種及び台数

車 種			台 数
自家用・事業用の別	自動車の種別	用途	
自家用	普 通	乗用	1 5 9
自家用	小 型	乗用	1 8 3
自家用	軽自動車	乗用	2 6 0
自家用	軽自動車	貨物	1 9 1
自家用	普 通	貨物	4 2
自家用	小 型	貨物	6 2
自家用	普 通	乗合	1 2
自家用	軽自動車	特種	5 4
自家用	小 型	特殊	1 6 7
自家用	普 通	特種	2 7 2
自家用	大 型	特殊	6 0
自家用	軽二輪		1 6
自家用	原動機付自転車		3
計			1 , 4 8 1

(※令和8年8月31日現在)
(※車種の詳細については、14で提供する資料のとおり)

- 4 保険加入の期間 令和8年12月12日午後4時から令和9年12月12日午後4時まで
- 5 加入保険の内容
加入保険の内容は次のとおりとする。

(1) 補償内容

ア 保険の種類 自動車保険

イ 対人賠償保険 保険金額2,000万円（免責なし）

ウ 対物賠償保険 保険金額100万円（免責額3万円以下）

(2) 契約条件等

ア 対人事故、物損事故について示談代行ができること。

イ 対物賠償保険は以下の状態で運転している間に生じた場合は不担保として可とする。

(ア) 法令に定める運転資格を持たない状態

(イ) 麻薬及び大麻等の影響により正常な運転が出来ない恐れがある状態

(ウ) 法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態

ウ 全車両一括保障特約又は、同等の特約を付帯すること。
その他、自動的に付帯されるものを含め、本仕様書に記載のない補償内容を縮小する特約等

は一切付帯しないこと。

エ 事故発生時の対応として、24時間365日事故受付サービス（「初期対応アドバイス」を含む。）、ロードサービス及びレッカーサービスを付帯すること。（ただし、自家用普通貨物自動車（2トン超）、自家用乗合自動車、農耕作業用小型特殊自動車、土木・建設用作業機等は除く。）

オ 運転者制限なしとすること。

除雪車など鳥取県が運転業務を委託する場合等があるため、運転者を鳥取県職員に限定しないこと。（自動車取扱業者は除く。）

6 その他の条件

（1）当該任意保険に加入している自動車の事故について、当該保険適用対象外（免責額の範囲内）となった場合についても、事故調査、過失認定の根拠の報告、示談書ひな形の提示など、その解決に向けて支援を行うこと。

（2）交通事故の発生状況等について分析を行うとともに、効果的な事故防止策があれば提案すること。

7 事故等の報告及び事故処理

（1）受注者は、当該任意保険に加入している自動車について、事故発生の報告を事故発生部署から受けた場合は、発注者に遅滞なく書面により報告すること。併せて、受注者は事故の調査を行い、過失認定の根拠、損害額等について、発注者にその都度遅滞なく書面により報告すること。

また、その内容に変更がある場合についても、発注者に遅滞なく書面により報告すること。

（2）受注者は、別紙1「自動車事故損害賠償事務処理要領」に基づき事故処理を行うこと。

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 守秘事項等

（1）受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）受注者は、本業務に従事する者及び11の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、（1）の規定を遵守させなければならない。

（3）発注者は、受注者が（1）及び（2）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（4）（1）から（3）までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 個人情報の保護

（1）受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（2）受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 再委託の禁止

（1）受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

（2）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る保険料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

（3）受注者は、（1）の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

1 3 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1 4 資料の提供について

- (1) 次の資料を直接配布するので、配布を希望する者は、(2)の配布期間中に(3)の場所に事前連絡の上、別紙2「自動車検査証写しの取扱に関する同意書」及び身分確認できるもの(社員証等)を持参すること。

なお、配布した資料は、落札者以外の者は落札決定後速やかに返却すること。

- ア 3に示す自動車に係る自動車検査証写しのPDFデータを記録したCD-R又はDVD-R
イ 3に示す自動車に係る保険期間中の事故件数

(2) 配布期間

令和8年9月30日(水)から同年10月8日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(3) 配布場所及び連絡先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎1階)
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課 集中化業務担当
電話 0857-26-7497

1 5 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

1 6 参考

- (1) 鳥取県が所有し、又は使用する自動車の過去の事故に対する損害賠償額実績等

(単位：件、円)

年度	件 数		損 害 賠 償 額			左(損害賠償額)の負担内訳		
		うち人身	人 身	物 損	計	任意保険	自賠責	県負担
R 1	23	2	71,212	3,236,163	3,307,375	2,641,562	71,212	594,601
R 2	13	0	0	1,375,197	1,375,197	898,548	0	476,649
R 3	18	0	0	2,595,292	2,595,292	2,152,065	0	443,227
R 4	13	0	0	2,691,974	2,691,974	2,324,580	0	367,394
R 5	11	2	640,829	3,092,257	3,733,086	2,293,137	640,829	799,120
R 6	18	1	119,048	3,371,815	3,490,863	2,939,432	119,048	432,383
R 7	21	2	44,570	3,649,285	3,693,855	2,742,506	44,570	906,779

(注：損害賠償額については、令和8年8月末までに確定した額を計上)

- (2) 現在契約中の任意保険の保険料の割引率等

現在、鳥取県が所有する自動車の任意保険契約を引き受けている全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部の保険料の割引率及び支払保険金額は次のとおりである。

- ア 加入年月日 令和7年12月12日
イ 加入台数 1,476台(令和7年12月12日時点)
ウ 保険料の額 7,243,880円(令和7年12月12日時点)
エ 割引率 86.4パーセント程度